

法律家のための税法知識

第5回 生命保険金を遺族が年金で受け取る場合、相続税に加えて年金部分に所得税は課税されるか

税務特別委員会 委員 原口 昌之 (52期)

1 事案の概要

Aが自分を契約者兼被保険者とし、妻であるXを受取人とする年金払生活保障特約付終身保険（以下「本件保険契約」という）に加入していた（Aが払い込んだ保険料の総額195万1291円）ところ、保険事故（Aの死亡）の発生により、Xは、約定に基づき死亡保険金として一時金（4000万円）に加え、10年間毎年一定額（230万円）の年金（合計2300万円）を受領することとなった（Xに発生した当該保険に係る年金受給権を以下「本件年金受給権」といい、本件年金受給権に基づきXが毎年受領する各年金を以下「本件年金」という）。

Xは、本件年金受給権の総額に相当する金額（2300万円）に相続税法24条1項1号で定められた率（100分の60）を乗じた額（1380万円）を相続財産に含めて相続税の申告を行った一方、第1回分として受領した本件年金（230万円）については、所得税の確定申告において申告しなかった。

これに対し、税務当局が、所得税に関し、本件年金（230万円）から必要経費（9万2000円）を控除した金額（220万8000円）を雑所得とする増税更正を行ったことから、Xは、その取消しを求めて訴訟を提起した。

2 従前の課税実務

(1) 死亡保険金を年金払で受け取る場合

年金受給権の金額（相続税法24条により割引かれた評価額）に対して相続税が課税され、毎年の受取年金（被相続人の既払保険料を必要経費として控除）に対して所得税（雑所得）が課税される。

(2) 死亡保険金を一時支払金で受け取る場合

一時支払金の額に対し相続税が課税され、所得税は課税されない。

3 第一審判決要旨

—長崎地判平成18年11月7日—

相続税法3条1項によって相続財産とみなされて相続税を課税された財産と実質的、経済的に同一とみられる所得については、所得税法9条1項15号（現17号、以下同じ）によって、所得税を課税することはできない。本件年金受給権は、XがAから相続により取得したのと同視すべき関係にあり、また、本件年金は、本件年金受給権が取り崩されたものと考えられるので、相続税において本件年金受給権について将来受領する本件年金の現在価値で評価し、かつ所得税において個々の年金に課税することは、実質的・経済的に同一の資産に関し二重課税するものであり許されない。

4 控訴審判決要旨

—福岡高判平成19年10月25日—

相続税法3条1項1号により相続等により取得したものとみなされる「保険金」とは保険金請求権を意味し、本件年金受給権はこれに当たるが、本件年金は、本件年金受給権に基づいて発生する支分権に基づいてXが受け取った現金であり、本件年金受給権とは法的に異なるものであるから、上記の「保険金」に当たらず、所得税法9条1項15号所定の非課税所得に当たらない。Xが本件保険契約に基づいて将来の特約年金を受け取ることは、Xが自ら年金契約等の定期金給付契約を締結して自ら掛金を負担し、年毎に年金等の定期金を受け取る場合と異なるのではなく、いずれについても所得があるものであるから、これらの所得は所得税の対象となるのに対し、本件年金受給権は、Xが本件保険契約において自ら保険料を支払ったものではないのに、Aの死亡により取得したのであるから、個々の年金の取得とは別個に、相続税の対象となるのであって、このように考えると、本件年金受給権の取得に相続税を課し、個々の年金の取得

に所得税を課することを、二重に課税するということはできない。

5 最高裁判決要旨

—最判平成22年7月6日—

所得税法9条1項15号にいう「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの」とは、相続等により取得し又は取得したものとみなされる財産そのものを指すのではなく、当該財産の取得によりその者に帰属する所得（経済的価値）を指し、その趣旨は、相続税又は贈与税の課税対象となる経済的価値に対しては所得税を課さないこととして、同一の経済的価値に対する相続税又は贈与税と所得税との二重課税を排除したものである。

相続税法3条1項1号（みなし相続財産）の保険金には、年金の方法により支払を受けるものも含まれ、これは基本債権としての年金受給権を指し、同法24条1項所定の定期金給付契約に関する権利に当たる。そして、そのうち有期定期金債権に当たるものについては、同項1号の規定により、当該年金受給権の取得の時における時価（同法22条）、すなわち、将来にわたって受け取るべき年金の金額を被相続人死亡時の現在価値に引き直した金額の合計額が相続税の課税対象となり、その価額と上記残存期間に受け取るべき年金の総額との差額は、当該各年金の上記現在価値をそれぞれ元本とした場合の運用益の合計額に相当する。したがって、これらの年金の各支給額のうち上記現在価値に相当する部分は、相続税の課税対象となる経済的価値と同一のものといえることができ、所得税法9条1項15号により所得税の課税対象とならない。

本件年金は、被相続人の死亡日を支給日とする第1回目の年金であるから、その支給額と被相続人死亡時の現在価値とが一致するものと解され、すべて所得税の課税対象とならないから、これに対して所得税を課することは許されない。

6 コメント

本件は、前記2(1)の従前の課税実務の是非が問われた事案である。

本件の各判決の考え方に違いを生じさせる考慮要素は、①相続人が相続発生により年金部分の保険金（総額2300万円。但し相続税評価額は1380万円）を取得したという点と、②被相続人が支払った保険料（195万1291円。うち年金部分に対応する支払保険料は、2300万円/6300万円を乗じて72万1972円と計算できる）と相続人が受け取った年金部分の保険金（総額2300万円）との間に保険差額利益が生じている点と考えられる。

第一審判決は、上記①の点に相続税を課税し（但し、対象は相続税評価額1380万円）②の点は課税せず、控訴審判決は、上記①の点に相続税を課税し②の点に所得税を課税するものである。これに対し、最高裁判決は、上記①の点に相続税及び所得税を課税し（すなわち、総額2300万円のうち相続税評価額1380万円が相続税の対象、残額920万円が所得税の対象）②の点は課税しないとするものである。

この点、相続財産が土地等の場合（限定承認の場合を除く）、被相続人が保有していた期間に係る含み益部分は、相続人の下でそれが実現したとき（相続人が譲渡したとき）に所得税（譲渡所得）の課税対象となるが（所得税法60条1項1号）、本最高裁判決によれば、本件のような生命保険年金に対する課税は、保険金差額利益部分が課税対象とならない点において、このような土地等の場合とは異なる扱いとされた。

なお、本最高裁判決後、制度改正がなされ（平成22年税制改正）、上記最高裁判決が言う運用益部分（雑所得）の計算方法が制定され（所得税法施行令185条）、また、年金受益権の評価方法の適正化が図られた（相続税法24条1項1号）。